

# **Press Release**

島 根 労 働 局 発 表 令和3年1月15日(金)

担

当

島根労働局職業安定部職業対策課

職業対策課長 竹谷 一彦障害者雇用担当官 藤村 純

Tel 0852-20-7021

# 令和2年 障害者雇用状況の集計結果

島根労働局(局長 倉持 清子)では、令和2年6月1日現在の島根県内の民間企業及び公的機関等における「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。 障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合(法定雇用率、民間企業の場合は2.2%)以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神 障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集 計したものです。

## 〇集計結果の主なポイント

- 1 島根県の民間企業 (法定雇用率2.2%)
  - ① 実雇用率は2.59%となり、対前年比0.10ポイント上昇(全国第6位)
  - (注) 実雇用率とは、法で雇用義務の生じる規模(45.5人以上)の企業で雇用される 障害者数を常用労働者数で除した率。

【表1・グラフ】【表7】

② 法定雇用率を達成している企業割合は68.0%(395社)となり、対前年比1.5ポイン ト減少(全国第2位) 【表2】

- 2 島根県の公的機関等 (法定雇用率2.5%。都道府県等の教育委員会は2.4%)
  - ① 実雇用率
    - 県の機関は2.26%となり、対前年比0.51ポイント上昇
    - 市町村等の機関は2.46%となり、対前年比0.05ポイント減少
    - 特殊法人等は2.50%となり、対前年比0.02ポイント減少
    - 教育委員会は2.43%となり、対前年比0.12ポイント減少
    - (注) 教育委員会には、法定雇用率2.4%が適用される都道府県等の教育委員会を計上。 法定雇用率が市町村等と同じ2.5%が適用される市町村教育委員会は、市町村等の機関に計上。
  - ② 法定雇用率を達成している機関数
    - ・県の機関は、1機関(対象機関3機関)
    - 市町村等の機関は、32機関(対象機関 38機関)
    - 特殊法人等は、2機関(対象機関2機関)
    - 教育委員会は、1機関(対象機関2機関)

【表4、5、6】

(注) 未達成の市町村等の機関のうち、3機関は、公表日時点で障害者の雇用不足を解消し、法定雇用率を達成済み。

### ○島根労働局・ハローワークの取組み

- 1 法定雇用率未達成企業(機関)に対する達成指導を厳正に実施します。
  - 特に、未達成企業(機関)のうち障害者を1人も雇用していない企業(機関)に対しては、雇用実現に向けた指導・支援を重点的に実施します。
- 2 法定雇用率達成企業(機関)に対しても、引き続き雇用率の維持と更なる障害者雇用 への取組みを求めていきます。

## ◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合(法定雇用率)に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者(精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。)である(なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる)。

← 一般の民間企業 ………………… 2.2%

○ 民間企業 …… (45.5人以上規模の企業)

特殊法人等 ………………… 2.5%

- 国、地方公共団体 …… 2.5%(40人以上規模の機関)
- ※( )内は、それぞれの割合(法定雇用率)によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

#### 【一般民間企業における雇用率設定基準】

身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数 + 失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数

障害者雇用率 =

常用労働者数 + 失業者数

- ※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回 らない率をもって定めることとされている。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者)については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。
- ※ ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1 人分としてカウントされる。
- ① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
- ② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

# 障害者雇用状況報告の集計結果(概要)

#### 1 民間企業における雇用状況

#### (1) 実雇用率

法定雇用率2.2%が適用される民間企業(常用労働者数45.5人以上規模企業)に おける実雇用率は2.59%で、前年比で0.10ポイント上昇した。

令和2年6月1日現在

							13 4 14 27 1	071119611
区分	①法定雇用障害者数の算定 の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率 達成企業の数	/	企業数		⑤達成割合
	(人)	(人)	(%)				(企業)	(%)
	80,956.5	2,100.5	2.59	395	/	581		68.0
民間企業		[1,933]						
	(80,816.5)	(2,011.5)	(2.49)	(401)	/	(577)		(69.5)

- (注) 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
  - 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、法律上1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

- ① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
- ② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 3 [ ] 内は実人員である。
- 4 ()内は、令和元年6月1日現在の数値である。

なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。



#### (2) 法定雇用率達成企業割合

法定雇用率を達成している企業割合は68.0% (395社) で、対前年比1.5ポイントの減少となった。これを企業規模別でみると、45.5~100人未満規模企業は65.9% (238社)、100~300人未満規模企業は70.2% (127社)、300~500人未満規模企業は69.2% (18社)、500~1,000人未満規模企業は100.0% (9社)、1,000人以上規模企業が75.0% (3社)であった。

令和2年6月1日現在

【衣 乙】												令和 2	年6月	1 1	日現在	
区分	① 算定	法定雇用障害 の基礎となる労		2	障害者の	数	3	実雇用	事	④法定雇用 達成企業の		企業数	女	(5	達成割	合
			(人)			(人)		(	%)			(1	企業)		(	%)
規模計		80,956.5			2,100.5			2.59		395	/	581			68.0	)
7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7. 7	(	80,816.5	)	(	2,011.5	)	(	2.49	)	( 401	/	577	)	(	69.5	)
45.5~		23,736.5			579.5			2.44		238	/	361			65.9	
100人未満	(	23,259.5	)	(	536.0	)	(	2.30	)	( 240	/	356	)	(	67.4	4 ) <b>2</b>
100~		28,883.5			719.0			2.49		127	/	181			70.2	)
300人未満	(	29,429.0	)	(	742.5	)	(	2.52	)	( 133	/	183	)	(	72.7	)
300∼		9,876.5			314.0			3.18		18	/	26			69.2	
500人未満	(	9,607.5	)	(	275.5	)	(	2.87	)	( 18	/	25	)	(	72.0	)
500~		5,644.5			196.5			3.48		9	/	9			100.0	
1000人未満	(	5,753.5	)	(	188.5	)	(	3.28	)	( 8	/	9	)	(	88.9	)
1,000人以上		12,815.5			291.5			2.27		3	/	4			75.0	
1,000人以上	(	12,767.0	)	(	269.0	)	(	2.11	)	( 2	/	4	)	(	50.0	)

<sup>(</sup>注) ( )内は、令和元年6月1日現在の数値である。

#### (3) 産業別状況

産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「建設業」、「製造業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究・専門・技術サービス」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「サービス業(他に分類されないもの)」において前年よりも増加した。

産業別の実雇用率では、「サービス業(他に分類されないもの) (3.22%)」、「医療、福祉(3.19%)」、「農、林、漁業(2.55%)」、「製造業(2.55%)」、「宿泊業、飲食サービス業(2.49%)」、「卸売業、小売業(2.40%)」、「不動産業、物品賃貸業(2.35%)」、「生活関連サービス業、娯楽業(2.31%)」、「建設業(2.32%)」、「金融業、保険業(2.30%)」、において法定雇用率を上回っている。

令和2年6月1日現在

1401													77 17 2 4	-0)	7 1 日現	1工
区分		と定雇用障害者 )基礎となる労働		2	障害者の	 の数	3	実雇用	率	用型	法定雇 を達成 業の数	_ / 1	企業数	(	)達成割	合
<del>수</del> : ₩ 미리		80,956.5	人		2,100.5	人		2.59	%		395	/ 58	1		68.0	%
産業別	(	80,816.5	人)	(	2,011.5	人)	(	2.49	%)	(	401	/ 57	7 )	(	69.5	%)
典、技、海类		549.0	人		14.0	人		2.55	%		5	/ 8			62.5	%
農、林、漁業	(	480.0	人)	(	15.0	人)	(	3.13	%)	(	6	/ 7	)	(	85.7	%)
鉱業、採石業、砂利採取業		47.5	人		0.0	人		0.0	%		0	/ 1			0.0	%
	(	46.5	人)	(	0.0	人)	(	0.0	%)	(	0	/ 1	)	(	0.0	%)
<b>净</b> 凯 <del>业</del>		4,007.5	人		93.0	人		2.32	%		32	/ 49			65.3	%
建設業	(	3,745.0	人)	(	90.5	人)	(	2.42	%)	(	32	/ 45	)	(	71.1	%)
製造業		20,716.5	人		529.0	人		2.55	%		90	/ 12	9		69.8	%
	(	20,779.0	人)	(	521.5	人)	(	2.51	%)	(	90	/ 13	2 )	(	68.2	%)
電気・ガス・熱供給・水道業		0.0	人		_	人		_	%			/			_	%
电スバスメイバスス状や゙小坦来	(	0.0	人)	(	-	人)	(	_	%)	(	_	/ -	- )	(	_	%)
  情報通信業		1,236.5	人		18.5	人		1.50	%		5	/ 11			45.5	%
旧形地口术	(	1,165.5	人)	(	16.0	人)	(	1.37	%)	(	4	/ 10	)	(	40.0	%)
運輸業、郵便業		2,372.5	人		52.0	人		2.19	%		12	/ 21			57.1	%
<del>建制术、</del> ,即以未	(	2,297.5	人)	(	46.5	人)	(	2.02	%)	(	12	/ 21	)	(	57.1	%)
  卸売業、小売業		11,530.0	人		277.0	人		2.40	%		48	/ 79			60.8	%
四九木(7.70木	(	11,559.0	人)	(	274.0	人)	(	2.37	%)	(	49	/ 76	)	(	64.5	%)
  金融業、保険業		4,179.5	人		96.0	人		2.30	%		5	/ 8			62.5	%
业版术、外欧术	(	4,304.5	人)	(	94.0	人)	(	2.18	%)	(	4	/ 8	)	(	50.0	%)
  不動産業、物品賃貸業		552.5	人		13.0	人		2.35	%		4	/ 7			57.1	%
一	(	528.5	人)	(	13.0	人)	(	2.46	%)	(	5	/ 7	)	(	71.4	%)
学術研究、専門・技術サービス業		1,738.0	人		26.0	人		1.50	%		12	/ 21			57.1	%
THINDS HI KNI CIK	(	1,674.5	人)	(	24.0	人)	(	1.43	%)	(	12	/ 20	)	(	60.0	%)
宿泊業、飲食サービス業	( 20,779.0 人) ( 90.5 人) ( 90.7 ) ( 90	65.0														
	(	2,141.5	人)	(	52.0	人)	(	2.43		(	17	/ 23	)	(	73.9	%)
生活関連サービス業、娯楽業															76.5	
	(			(	38.5	人)	(	2.10	%)	(	13	/ 19	)	(	68.4	%)
教育、学習支援業		868.0	人		10.0	人		1.15	%		4	/ 11			36.4	%
<b>かけ、丁日入阪木</b>	(	879.5	人)	(	8.0	人)	(	0.91	%)	(	3	/ 11	)	(	27.3	%)
医療、福祉		19,852.5	人		632.5	人		3.19	%		119	/ 15	1		78.8	%
四/水)田   山	(			(	580.0	人)	(			(	119	/ 15	2 )	(	78.3	%)
複合サービス事業	. 福祉 (19	3,866.5	人		66.0	人		1.71	%		1	/ 3			33.3	%
及口リー □ハず木	(	4,044.0	人)	(	70.5	人)	(	1.74	%)	(	2	/ 4	)	(	50.0	%)
サービス業(他に分類されないもの)		5,696.0	人		183.5	人		3.22	%		32	/ 45			71.1	%
/ これ人間に力規で4かよりの	(	5,496.5	人)	(	168.0	人)	(	3.06	%)	(	33	/ 41	)	(	80.5	%)

<sup>(</sup>注) ( )内は、令和元年6月1日現在の数値である。

#### 公的機関等おける雇用状況

法定雇用率2.5%が適用される県、市町村等及び特殊法人等の機関における実雇用 率をみると、県の機関は2.26%、市町村等の機関は2.46%、特殊法人等は2.50%とな り、前年との比較では、県の機関は0.51ポイント上昇し、市町村等の機関は0.05ポイ ント、特殊法人等は0.02ポイント減少した。

また、法定雇用率2.4%が適用される県等の教育委員会における実雇用率は2.43% で、前年より0.12ポイント減少した。

#### (1) 法定雇用率2.5%が適用される地方公共団体等

【表4】 令和2年6月1日現在

区分	①法定雇用障害者数の算定 の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率 達成機関の数	/	機関数	⑤達成割合
	(人)	(人)	(%)			(機関)	(%)
	4,991.5	113.0	2.26	1	/	3	33.3
県の機関		[89]					
	(4,783.5)	(83.5)	(1.75)	(1)	/	(3)	33.3
	9,011.0	222.0	2.46	32	/	38	84.2
市町村等の 機関		[ 170 ]					
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	(8,564.0)	(215.0)	(2.51)	(30)	/	(34)	(88.2)
	2,200.0	55.0	2.50	2	/	2	100.0
特殊法人等		[ 41]					
	(2,181.5)	(55.0)	(2.52)	(2)	/	(2)	(100.0)

<sup>※</sup>市町村等の機関で未達成であった機関のうちの3機関は、公表日時点で達成済み。

#### (2) 法定雇用率2.4%が適用される県等の教育委員会

【表5】 会和9年6月1日現在

区分	①法定雇用障害者数の算定 の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率 達成機関の数	/		機関数	⑤達成割合
	(人)	(人)	(%)				(機関)	(%)
	6,803.0	165.5	2.43	1	/	2		50.0
県等の 教育委員会		[123]						
	(5,901.5)	(150.5)	(2.55)	(2)	/	(2)		(100.0)

- (注) 1 表4及び5の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員 数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除 いた職員数である。数率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種 が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
  - 2 表4及び5の各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短 時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上1人を2人に相当するものとし てダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員に ついては、法律上1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分と してカウントされる。

- ① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
- ② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳 を取得した者であること
- 3 法定雇用率2.4%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- [ ] 内は実人員である。 ( ) 内は、令和元年6月1日現在の数値である

なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

令和2年6月1日現在

【表6】					令和	口2年6月1日現在
法 定 雇用率	機関名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
県	島根果	(人) 4,002.0	99.0	2.47	1.0	特例認定あり
⑦ 2.5	島 根 県 病 院 局	639.0	5.0	0.78	10.0	
関 %	島根県警察本部	350.5	9.0	2.57	0.0	
	松 江 市	1,249.0	32.0	2.56	0.0	
	浜 田 市	709.0	19.0	2.68	0.0	
	出 雲 市	872.0	25.0	2.87	0.0	
	益 田 市	439.5	11.0	2.50	0.0	
	大 田 市	521.5	11.0	2.11	2.0 💥	
	安 来 市	350.0	8.0	2.29	0.0	
	江 津 市	293.5	7.0	2.39	0.0	
市	雲 南 市	379.0	10.0	2.64	0.0	
时 2.5	■奥 出 雲 町	176.5	6.0	3.40	0.0	
等 %	飯 南 町	107.0	3.0	2.80	0.0	
機関	川 本 町	60.0	1.0	1.67	0.0	
	美 郷 町	119.0	3.0	2.52	0.0	
	邑 南 町	253.0	6.0	2.37	0.0	特例認定あり
	津 和 野 町	189.0	3.0	1.59	1.0 *	
	吉 賀 町	112.5	2.0	1.78	0.0	
	海 士 町	62.0	1.0	1.61	0.0	
	西 ノ 島 町	88.5	4.0	4.52	0.0	
	隠 岐 の 島 町	181.0	6.0	3.31	0.0	
	浜 田 市 教 育 委 員 会	179.0	5.0	2.79	0.0	
	出雲市教育委員会	129.0	3.0	2.33	0.0	
	益 田 市 教 育 委 員 会	137.5	4.0	2.91	0.0	
	大 田 市 教 育 委 員 会	153.0	3.0	1.96	0.0	
	安来市教育委員会	77.5	1.0	1.29	0.0	
	雲 南 市 教 育 委 員 会	41.0	2.0	4.88	0.0	
	奥 出 雲 町 教 育 委 員 会	94.0	0.0	0.00	2.0	
	隠岐の島町教育委員会	57.0	0.0	0.00	1.0 *	
	松江市上下水道局	124.0	3.0	2.42	0.0	
	松江市交通局	52.0	2.0	3.85	0.0	
	松 江 市 立 病 院	439.5	11.0	2.50	0.0	
	出雲市上下水道局	96.0	2.0	2.08	0.0	
	出雲市立総合医療センター	153.5	3.5	2.28	0.0	
	大 田 市 立 病 院	247.5	6.0	2.42	0.0	
	安 来 市 立 病 院	149.0	1.5	1.01	1.5	
	雲 南 市 立 病 院	248.5	6.0	2.41	0.0	
	町 立 奥 出 雲 病 院	137.5	3.0	2.18	0.0	
	飯 南 町 立 飯 南 病 院	61.0	0.0	0.00	1.0	
	邑智郡公立病院組合 公立邑智病院	114.0	4.0	3.51	0.0	
	隠岐広域連合立隠岐病院	158.5	4.0	2.52	0.0	
教育	島根県教育委員会	6,607.0	155.5	2.35	2.5	
委 2.4	松江市教育委員会	196.0	10.0	5.10	0.0	
特	国立大学法人島根大学		49.0	2.45	0.0	
殊 法 <b>2.5</b> 人 O/-	公立大学法人島根県立大学		6.0	2.43	0.0	
\$ %			0.0	2.90	0.0	

<sup>※</sup>大田市は11月17日、津和野町は9月1日、隠岐の島町教育委員会は9月16日現在において、障害者の雇用不足を解消し法定雇用率 を達成済み。

【表7】

[雇	用率	I	I	達月	注割合 二二二	1	-		令和2	年6月1日現
	都道府県名	実雇用率	(対前年増減)		都道府県名	法定雇用率達成 企業の割合	(対前年増減)	法定履	<b>雇用率達</b> 原	成企業の数
	全国	2. 15	0.04		全国	48.6	0.6	49, 956	/	102, 698
1	奈良県	2. 83	0.04	1	佐賀県	68. 9	0.2	417	/	605
2	沖縄県	2. 74	0.08	2	島根県	68. 0	$\triangle 1.5$	395	/	581
3	佐賀県	2. 65	0.04	3	秋田県	63.8	3.4	491	/	769
4	長崎県	2. 61	0.07	4	宮崎県	63. 6	0.6	538	/	846
5	山口県	2. 61	0.02	5	鳥取県	63. 0	4. 4	298	/	473
6	島根県	2. 59	0.10	6	長崎県	62. 7	1.4	638	/	1,017
7	大分県	2. 55	△0.03	7	徳島県	62. 7	1. 9	326	/	520
8	和歌山県	2. 53	0.07	8	高知県	62. 7	1. 2	334	/	533
9	宮崎県	2. 52	0.07	9	奈良県	62. 5	2. 7	424	/	678
0	福井県	2. 44	0.09	10	沖縄県	62. 2	2. 9	631	/	1,014
1	鹿児島県	2. 44	0.04	11	鹿児島県	62. 0	1.6	792	/	1, 278
2	岡山県	2. 44	△0.01	12	和歌山県	61. 6	△0.5	380	/	617
3	高知県	2. 40	0.04	13	大分県	60.8	△1.5	531	/	874
4	鳥取県	2. 37	0.09	14	新潟県	59. 0	1.2	1, 160	/	1,966
5	石川県	2. 35	0.07	15	三重県	59. 0	0.7	722	/	1, 224
6	北海道	2. 35	0.08	16	福井県	58. 9	1.8	435	/	739
7	熊本県	2. 35	0.03	17	熊本県	58. 9	2.0	758	/	1, 288
8	青森県	2. 30	0.01	18	長野県	58.8	0.7	1,009	/	1,715
9	埼玉県	2. 30	0.08	19	山口県	58.6	1.0	561	/	958
)	愛媛県	2. 29	0.07	20	栃木県	57. 4	1. 1	732	/	1, 276
1	滋賀県	2. 29	0.01	21	岩手県	57. 0	0.4	582	/	1,021
2	三重県	2. 28	0.02	22	富山県	56. 9	0.8	601	/	1,057
3	岩手県	2. 28	0.01	23	群馬県	56.6	0.6	887	/	1, 567
4	広島県	2. 25	0. 07	24	石川県	56. 4	$\triangle 0.3$	621	/	1, 101
5	秋田県	2. 25	0.11	25	山梨県	56. 2	0.2	349	/	621
6	長野県	2. 25	0.08	26	滋賀県	56. 2	0.5	497	/	885
7	京都府	2. 24	0.01	27	福島県	55. 7	1.0	811	/	1, 456
8	徳島県	2. 22	△0.04	28	香川県	55. 7	△0.0	486	/	873
9	兵庫県	2. 21	0.05	29	岐阜県	54. 5	△0.8	880	/	1,616
0	静岡県	2. 19	0.04	30	青森県	54. 1	△1.0	536	/	991
1	茨城県	2. 19	0.05	31	山形県	53.6	0.4	508	/	947
2	福岡県	2. 18	0.06	32	岡山県	53. 6	0.8	789	/	1,471
3	栃木県	2. 18	0.11	33	京都府	53. 1	0.5	1,005	/	1,893
4	新潟県	2. 17	0.05	34	愛媛県	52.8	△0.9	557	/	1,055
5	岐阜県	2. 17	0.00	35	福岡県	52.8	2. 2	2,086	/	3, 954
3	宮城県	2. 17	0.06	36	静岡県	52. 3	0.6	1,603	/	3,064
7	群馬県	2. 16	0.02	37	茨城県	52. 1	1.7	853	/	1,637
8	福島県	2. 16	0.05	38	千葉県	51.9	0.3	1, 362	/	2,626
9	富山県	2. 13	0.05	39	宮城県	51.4	1.0	786	/	1,529
)	神奈川県	2. 13	0.04	40	兵庫県	50.9	△0.1	1,771	/	3, 481
1	大阪府	2. 12	0.04	41	北海道	50. 9	0.5	1,900	/	3,734
2	千葉県	2. 12	0.01	42	埼玉県	49. 5	0.7	1,729	/	3, 494
3	山形県	2. 11	0.02	43	広島県	49.0	0.9	1, 155	/	2, 356
4	香川県	2. 08	0.03	44	神奈川県	47. 4	0.9	2, 280	/	4,815
5	愛知県	2. 08	0.06	45	愛知県	47. 2	1.0	3, 027	/	6, 407
3	山梨県	2. 05	0.02	46	大阪府	43.8	0.7	3, 674	/	8, 396
7	東京都	2. 04	0.04	47	東京都	32. 5	0.5	7,049	/	21,680

<sup>(</sup>注) 都道府県別の状況は、企業の主たる事業所 (特例子会社等の認定を受けている企業にあたっては、その親会社の主たる事業所) が所在する都道府県において、集計したものである。